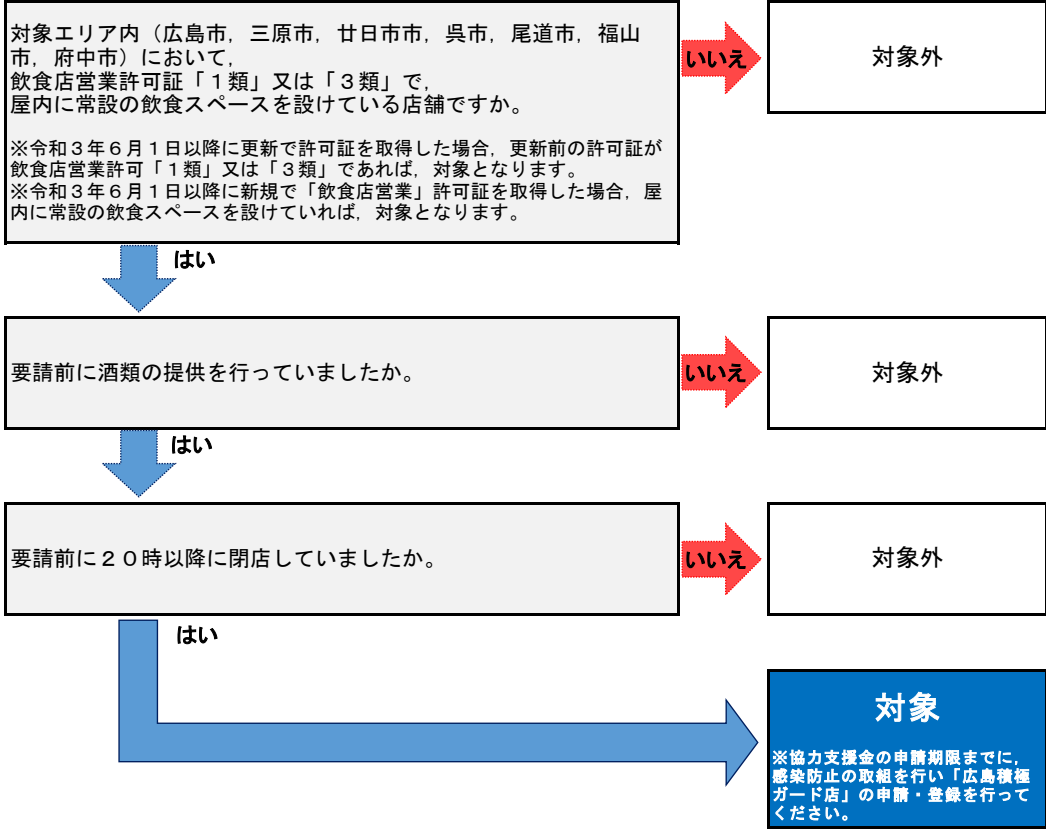


## 令和3年度第4期(期間A, B)



## 期間A, Bの補足(20時ジャスト閉店)

**期間 A, Bの要件**

- ・要請前に「酒類の提供」, 「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること)○」の両方を満たしていること。
- ・時短営業を行う場合は、酒類の提供は11時~19時までとすること。

